

蟹江町就学援助費事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童又は生徒の保護者に対し、必要な援助を与えることにより義務教育の円滑な実施に資するため、蟹江町が行う援助（以下「就学援助」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(援助対象者)

第2条 就学援助の支給対象となる者は、蟹江町に住所を有し蟹江町立小学校又は中学校に在学する児童又は生徒の保護者で、次のいずれかに該当する者から蟹江町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認定する。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項の規定による要保護者（以下「要保護者」という。）

(2) 次のいずれかに該当し、かつ、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者（以下「準要保護者」という。）

ア 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

(ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

(イ) 蟹江町税条例（昭和37年条例第5号。以下「町税条例」という。）第26条に基づく町民税の非課税

(ウ) 町税条例第49条に基づく町民税の減免

(エ) 愛知県県税条例（昭和25年条例第24号）第42条の40に基づく個人の事業税の減免

(オ) 町税条例第65条に基づく固定資産税の減免

(カ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の免除

(キ) 蟹江町国民健康保険税条例（昭和36年条例第12号）第24条及び第26条に基づく国民健康保険税の減免

(ク) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給

(ケ) 生活福祉資金の貸付け

イ アに規定する以外の者で、保護者の職業が不安定等で、経済的に困窮していると認められる者

(援助費及び支給額)

第3条 要保護者及び準要保護者（以下「要保護者等」という。）として認定された者に対し、次の費目を予算の範囲内で援助することとし、支給額は毎年度教育長が定める。

(1) 学用品費等

ア 学用品費

児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験及び実習材料を含む。）の購入費

イ 通学用品費

児童又は生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨がさ、上履き、帽子等）の購入費

ウ 校外活動費（宿泊を伴わないもの）

児童又は生徒が学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学料

(2) 修学旅行費

修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費及び旅行取扱料金

(3) 新入学児童生徒学用品費

新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品、通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上履き）の購入費

(4) 学校給食費

児童又は生徒が受けた給食で、保護者が負担することとなる額

2 要保護者については、前項第2号に規定する費目のみ支給する。

(援助の申請)

第4条 就学援助を受けようとする保護者は、毎年度教育委員会が定める日までに、「就学援助費受給申請書（以下「申請書」という。）」（様式第1号）に証明書類等を添えて教育委員会へ提出するものとする。

2 前項による申請があった場合、教育委員会は教育的立場からの校長の意見に基づき「要保護及び準要保護児童生徒に係る世帯票（以下「世帯票」という。）」（様式第2号）を作成する。

（認定）

第5条 教育委員会は、前条の規定により申請書を受理したときは、世帯票に基づきその内容を審査し、5月末日までに、認定を終了するものとする。

2 前項による認定の際は、教育委員会は必要に応じ民生委員や福祉事務所の長の意見を求めることができる。

（認定の通知）

第6条 教育委員会は、認定の終了後、世帯票の1部を認定台帳として教育委員会に保管し、残りを1部を校長に送付してその結果を通知する。

2 教育委員会は、要保護及び準要保護児童生徒の個人ごとの支給額を決定したのち「就学援助費支給計画通知書（以下「支給計画書」という。）」（様式第3号）を作成し、これを5月末までに当該要保護及び準要保護児童生徒の通学する学校の校長に通知するとともに、保護者に対し、当該保護者に係る児童生徒が就学援助を受けることとなったことを速やかに連絡する。

（就学援助費の支給方法）

第7条 援助費の支給は、教育委員会が適切な方法により、金銭で直接要保護者等に対して行うものとする。ただし、学校納付金で未納金がある場合は、未納金清算を行うものとする。

（就学援助費の支給時期）

第8条 援助費の支給の時期は、次によるものとする。

- | | |
|----------------|-----------------------|
| （1）学用品費等 | 1学期分7月、2学期分12月、3学期分2月 |
| （2）修学旅行費 | 実施後 |
| （3）新入学児童生徒学用品費 | 6月 |
| （4）学校給食費 | 1学期分7月、2学期分12月、3学期分2月 |

(年度中途の認定及び取消)

第9条 転入学者若しくは災害等により年度の中途において要保護及び準要保護児童生徒の認定を必要とする者については、第4条、第5条及び第6条の例により、その都度速やかに追加認定等を行うものとする。

また、年度中途において転出又は死亡等により援助を必要としなくなった場合は認定を取消すものとし、その旨世帯票を整理する。

なお、年度中途の認定又は取消を受けた者の支給額は別に定める。

(補助機関)

第10条 給与事務について、教育委員会が校長を補助機関とする場合は、教育委員会及び校長は次の事務を行うものとする。

- (1) 校長は、教育委員会が作成した支給計画書に基づき援助費を支給する。
- (2) 校長は、「就学援助費支給明細書(以下「支給明細書」という。)」(様式第4号)を作成し、支給の都度整理する。
- (3) 校長は、給与事務が完了したときは、支給明細書及び証拠書類を教育委員会へ提出し、その確認を受ける。
- (4) 教育委員会は、給与事務の適正な執行を図るため、校長が行う給与事務について検査を行う。

(証拠書類の整備)

第11条 教育委員会(教育委員会の補助機関としての校長を含む。)は支給明細書を他の関係書類とともに整理保存する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月9日から施行する。